

様式

(第1葉)

<u>審 査 官 証</u>	
写 真	第 号
	令和 年 月 日発行
(所 属)	
(官 職)	(氏 名)
	年 月 日生
上記の者は別記事件について「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第47条第1項に規定する処分を行わせるために同法第47条第2項の規定に基づき指定した審査官であることを証する。	
公正取引委員会	印

7 cm

1.1 cm

審 査 官 の 権 限

審査官は、次の各号の処分をすることができる。

- 1 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 2 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 3 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 4 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第1号の場合に出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、第2号の場合に出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者、第3号の場合に物件を提出しない者、第4号の場合に検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられることがある。

また、法人等の従業者等が法人等の業務等に関し、これらの違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、法人等は、2億円以下の罰金に処せられることがある。

11
cm

7 cm

(第3葉)

<p>[事件名]</p> <p>令和 年 (査) 第 号</p> <p>に対する件</p> <p>審査官 (氏 名)</p> <p>審査官指定日</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p>11 cm</p>
--	------------------

7 cm

(注) 法第四章の規定に係る事件について審査官を指定した場合には、「(査)」に代えて、「(企)」と記載するものとする。